新規

単位数変更 記載変更

東庄町 令和6年4月1日適用

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

		型サービス(独自)サービスコー 	下衣										1
サービスコード		サービス内容略称	算定項目									合成 単位数	算定単位
種類	項目											丰业数	
A2	1111	訪問型独自サービス11		(1)1週に1回程度の場合								1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位 日割の場合							39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 1週当たり の標準的な回 数を定める場	(2)1週に2回程度の場合							2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	合	2349単位 日割の場合						77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合							3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727単位 日割の場							123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21		(1)標準[)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場 						287 単位	287	
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たり の回数を定め	(2)生活	(2)生活援助が中心である場合			听要時間20分	要時間20分以上45分未満の場合			179	-1回につき
A2	2621	訪問型独自サービス23	る場合					所要時間45分以上の場合 			220 単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時	短時間の身体介護が中心である場合				I		163 単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算11						程度の場合			12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算11日割							日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算12					(2)1週に2回	程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算12日割							日割の場合	1 単位源		-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算13	高齢者虐				(3)1週に2回	上超える程度			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	措置未実施減算		Į.		の場合		日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21					(1)標準的なP	容の指定相当	首訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算22			ロ 1月当たりの回数を		(2)生活援助力	「中心である	(一)所要時間20分以上45分未 満の場合		2 単位減算	-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算23			定める場合		場合		(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2	IEIC JO
A2	C219	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算短時間					(3)短時間の』	体介護が中心	である場合		2 単位減算		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業	所と同一建物 ごスを行う場	の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に 所定単位数の 分			10% 減算				
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者 等にサービスを行う場合			美所と同一建物の利用者50人以上にサー		人以上にサービ			15% 減算		4 EU
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一	同一の建物等に居住する利用者の			12% 減算				1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算								所定単位数の	15% 加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算						所定単位数の	15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数								所定単位数の	15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算								所定単位数の	10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算							所定単位数の	10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	1							所定単位数の	10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算								所定単位数の	5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算							所定単位数の	5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	1							所定単位数の	5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	八 初回加算 200 単								200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I						(1)生活機	(1)生活機能向上連携加算(I)			100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	二 生活機能向上連携加算					(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強	金化加算							50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I				(1)介護職員処遇改善加算(算(I)	(I)		所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II	へ 介護職員処	0.遇改善			員処遇改善加	算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善が					所定単位数の 55/1000 加算		1
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/10								1月につき		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	-► 介護職員等特定処遇改善加算								12/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ペースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000 加算									-	
		一ついては、国が担守する単位数を勘索し、本町社が		. ^\									

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物滅算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、 すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。